

2013年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	総合政策学部	身分	教授
氏名	平野 晋		
NAME			

1. 研究課題

(和文) 情報法のアメリカ等における発展動向に関する研究

(英文)

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

(和文)

特に情報法の先進国たるアメリカと日本の情報法を比較した上で特筆すべき相違点をリサーチした結果、まずは日本のいわゆるプロバイダ責任制限法制の起源となったアメリカの法制の判例解釈と日本の法令との違いに着目して研究を深め、その成果を順次後掲の通り口頭発表および論考として雑誌に掲載発表した。

更に研究を進めたところ、情報法の中でも契約に係る分野におけるアメリカ法の顕著な特徴に着目して研究を深め、その成果たる論考をやはり後掲の通り順次発表し、更にはアメリカ契約書の実務的側面に現れる情報法的論点を掘り下げるべく洋書も購入・研究し、その最終的な成果たる論考を本年6月に後掲の通り掲載発表予定である。

(英文)

4. おもな発表論文等（予定を含む）

【学術論文】（著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）

平野晋「情報プライバシー侵害に対するアメリカ契約法の限界」『別冊 NBL No.●●●：情報通信法制の論点分析』（査読なし）号数未定、ページ数未定、2015年6月発刊予定

平野晋「インターネット法判例紹介第195～99回及び201～02回」『国際商事法務』（査読なし）42巻8号～12号、1304～05、1472～73、1618～19、1778～79、1928～29頁、2014年8～12月、及び43巻2～3号296～97頁、462～63頁、2015年2～3月（アメリカ契約法に係る情報法的論点を扱う裁判例を紹介）

平野晋「携帯電話役務提供の定期契約に伴う『早期解約金』(ETFs: early termination fees)が無効とされたカリフォルニア州判例—『*In re Cellphone Termination Fee Case*』『情報通信政策レビュー(総務省)』(査読なし) 9号1~22頁2014年11月

平野晋「免責否認の法理(通信品位法230条):イースターブルック(主席)裁判官担当の『*GTE Corp.*』『*Craigslist*』事件からコジンスキー主席裁判官担当の『*Roommates.com*』事件まで』『情報通信政策レビュー(総務省)』(査読なし) 8号1~21頁2014年4月

平野晋「インターネット法判例紹介第181~86回』『国際商事法務』(査読なし) 41巻6号~11号、956~57、1104~05、1252~53、1412~13、1584~85、1738~39頁、2013年6~11月(プロバイダ責任制限法制に係るアメリカ裁判例を紹介)

【学会発表】(発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月)

前掲、平野晋「携帯電話役務提供の定期契約」を総務省「ICTサービス安心・安全研究会」第5回会合、於)総務省、2014年12月にて口頭発表

宮下紘、平野晋、堤和通「Big Data and Privacy Law's Perspective」日本比較法研究所第26回学術シンポジウム個別プロジェクト「サイバースペースの法的課題と実務的対応」、中央大学後楽園キャンパス、2014年10月にて口頭発表

平野晋「米国におけるSNSのプロバイダ責任について」総務省「情報通信政策研究会」、於)総務省、2013年4月にて口頭発表

【図書】(著者名、出版社名、書名、刊行年)

【その他】(知的財産権、ニュースリリース等)